

事務総長付特別嘱託等の任命に関する規則

(平成二十三年八月十八日規則第四百十九号)

(目的)

第一条 この規則は、事務総長付特別嘱託及び臨時嘱託の任命に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任命)

第二条 本会は、次の各号に掲げる課題に対処するため、当該各号に定める嘱託を置くことができる。

- 一 本会が直面する重要な課題 事務総長付特別嘱託
- 二 本会が臨時に対応を要する課題 臨時嘱託

2 前項各号に規定する事務総長付特別嘱託及び臨時嘱託(以下「事務総長付特別嘱託等」という。)は、事務総長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3 事務総長付特別嘱託等の任期は、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(任務)

第三条 事務総長付特別嘱託等は、会長の指示を受けて、その任務を遂行する。

附 則

1 この規則は、平成二十三年八月十八日から施行する。

2 この規則施行の際現に委嘱されている事務総長付特別嘱託等の当該委嘱に係る任期は、なお従前の例による。